

千葉県緑区選挙管理委員会告示第9号

令和5年4月9日執行の千葉県議会議員一般選挙及び千葉県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻を次のとおり定める。

令和5年3月31日提出

千葉県緑区選挙管理委員会委員長 小峰敏和

場 所	繰り下げる時間	開く時刻
土気市民センター内 「土気いきいきセンター集会室」	0時間30分	午前9時00分